

麻薬及び向精神薬取締法（抜粋）
（昭和二十八年三月十七日法律第十四号）

第一条 省略

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 麻薬 別表第一に掲げる物をいう。

以下、省略

別表第一（第二条関係）

- 一 三 アセトキシ 六 ジメチルアミノ 四・四 ジフェニルヘプタン（別名アセチルメタドール）及びその塩類
- 二 三 アセトキシ 六 ジメチルアミノ 四・四 ジフェニルヘプタン（別名アルファセチルメタドール）及びその塩類
- 三 三 アセトキシ 六 ジメチルアミノ 四・四 ジフェニルヘプタン（別名ベータセチルメタドール）及びその塩類
- 四 三 アセトキシ 六 メチルアミノ 四・四 ジフェニルヘプタン（別名ノルアシメタドール）及びその塩類
- 五 一〔二（四 アミノフェニル）エチル〕 四 フェニルピペリジン 四 カルボン酸エチルエステル（別名アニレリジン）及びその塩類
- 六 N アリルノルモルヒネ（別名ナロルフィン）そのエステル及びこれらの塩類
- 七 三 アリル 一 メチル 四 フェニル 四（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アリルプロジン）及びその塩類
- 八 エクゴニン及びその塩類
- 九 三（N エチル N メチルアミノ） 一・一 ジ（二 チエニル） 一 プテン（別名エチルメチルチアンブテン）及びその塩類
- 十 三 エチル 一 メチル 四 フェニル 四（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アルファメプロジン）及びその塩類
- 十一 三 エチル 一 メチル 四 フェニル 四（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名ベータメプロジン）及びその塩類
- 十二 二（四 クロロベンジル） 一（ジエチルアミノ）エチル 五 ニトロベンズイミダゾール（別名クロニタゼン）及びその塩類

- 十三 コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類
- 十四 コカ葉
- 十五 コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエステル及びその塩類
- 十六 ジアセチルモルヒネ（別名ヘロイン）その他モルヒネのエステル及びその塩類
- 十七 一（三 シアノ 三・三 ジフェニルプロピル） 四 フェニルピペリジン 四
カルボン酸エチルエステル（別名ジフェノキシレート）及びその塩類
- 十八 四 シアノ 二 ジメチルアミノ 四・四 ジフェニルブタン（別名メサドン中間
体）及びその塩類
- 十九 四 シアノ 一 メチル 四 フェニルピペリジン（別名ペチジン中間体A）及び
その塩類
- 二十 一（ジエチルアミノ）エチル 二（四 エトキシベンジル） 五 ニトロベン
ズイミダゾール（別名エトニタゼン）及びその塩類
- 二十一 三 ジエチルアミノ 一・一 ジ（二 チエニル） 一 プテン（別名ジエチ
ルチアンブテン）及びその塩類
- 二十二 ジヒドロコデイノン（別名ヒドロコドン）そのエステル及びこれらの塩類
- 二十三 ジヒドロコデイン、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十四 ジヒドロデオキシモルヒネ（別名デソモルヒネ）そのエステル及びこれらの塩類
- 二十五 ジヒドロヒドロキシコデイノン（別名オキシコドン）そのエステル及びこれらの
塩類
- 二十六 ジヒドロヒドロキシモルヒノン（別名オキシモルフォン）及びその塩類
- 二十七 ジヒドロモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十八 ジヒドロモルヒノン（別名ヒドロモルフォン）そのエステル及びこれらの塩類
- 二十九 四・四 ジフェニル 六 ピペリジノ 三 ヘプタノン（別名ジピパノン）及び
その塩類
- 三十（二 ジメチルアミノ）エチル 一 エトキシ 一・一 ジフェニルアセテート（別
名ジメノキサドール）及びその塩類
- 三十一 三 ジメチルアミノ 一・一 ジ（二 チエニル） 一 プテン（別名ジメチ
ルチアンブテン）及びその塩類
- 三十二 六 ジメチルアミノ 四・四 ジフェニル 三 ヘキサノン（別名ノルメサドン）
及びその塩類
- 三十三 六 ジメチルアミノ 四・四 ジフェニル 三 ヘプタノール（別名ジメフェブ
タノール）及びその塩類
- 三十四 六 ジメチルアミノ 四・四 ジフェニル 三 ヘプタノール（別名アルフ
アマタドール）及びその塩類
- 三十五 六 ジメチルアミノ 四・四 ジフェニル 三 ヘプタノール（別名ベータ
メタドール）及びその塩類

- 三十六 六 ジメチルアミノ 四・四 ジフェニル 三 ヘプタノン(別名メサドン)及びその塩類
- 三十七 四 ジメチルアミノ 三 メチル 一・二 ジフェニル 二 (プロピオニルオキシ)ブタン(別名プロボキシフェン)及びその塩類
- 三十八 六 ジメチルアミノ 五 メチル 四・四 ジフェニル 三 ヘキサノン(別名イソメサドン)及びその塩類
- 三十九 一・三 ジメチル 四 フェニル 四 (プロピオニルオキシ)アザシクロヘプタン(別名プロヘプタジン)及びその塩類
- 四十 一・三 ジメチル 四 フェニル 四 (プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名アルファプロジン)及びその塩類
- 四十一 一・三 ジメチル 四 フェニル 四 (プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名ベータプロジン)及びその塩類
- 四十二 テバイン及びその塩類
- 四十三 一・二・五 トリメチル 四 フェニル 四 (プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名トリメペリジン)及びその塩類
- 四十四 六 ニコチニコデイン(別名ニココジン)及びその塩類
- 四十五 ノルモルヒネ(別名デメチルモルヒネ)そのエーテル及びこれらの塩類
- 四十六 一 [二 (二 ヒドロキシエトキシ)エチル] 四 フェニルピペリジン 四 カルボン酸エチルエステル(別名エトキセリジン)及びその塩類
- 四十七 十四 ヒドロキシジヒドロモルヒネ(別名ヒドロモルヒノール)及びその塩類
- 四十八 三 ヒドロキシ N フェナシルモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類
- 四十九 一 (三 ヒドロキシ 三 フェニルプロピル) 四 フェニルピペリジン 四 カルボン酸エチルエステル(別名フェノペリジン)及びその塩類
- 五十 四 (三 ヒドロキシフェニル) 一 メチル 四 ピペリジルエチルケトン(別名ケトベミドン)及びその塩類
- 五十一 四 (三 ヒドロキシフェニル) 一 メチルピペリジン 四 カルボン酸エチルエステル(別名ヒドロキシベチジン)及びその塩類
- 五十二 三 ヒドロキシ N フェネチルモルヒナン(別名フェノモルファン)及びその塩類
- 五十三 三 ヒドロキシ N メチルモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類
- 五十四 三 ヒドロキシモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類
- 五十五 四 フェニル 一 [二 (テトラヒドロフルフリルオキシ)エチル]ピペリジン 四 カルボン酸エチルエステル(別名フレチジン)及びその塩類
- 五十六 四 フェニルピペリジン 四 カルボン酸エチルエステル(別名ベチジン中間体 B)及びその塩類

- 五十七 四 フェニル 一 (三 フェニルアミノプロピル)ピペリジン 四 カルボン酸エチルエステル(別名ピミノジン)及びその塩類
- 五十八 一・二・三・四・五・六 ヘキサヒドロ 八 ヒドロキシ 六・十一 ジメチル三 フェネチル 二・六 メタノ 三 ベンザゾシン(別名フェナゾシン)及びその塩類
- 五十九 一・二・三・四・五・六 ヘキサヒドロ 八 ヒドロキシ 三・六・十一 トリメチル 二・六 メタノ 三 ペンザゾシン(別名メタゾシン)及びその塩類
- 六十 一 (二 (ベンジルオキシ)エチル) 四 フェニルピペリジン 四 カルボン酸エチルエステル(別名ベンゼチジン)及びその塩類
- 六十一 六 メチルジヒドロモルヒネ(別名メチルジヒドロモルヒネ)及びその塩類
- 六十二 メチルジヒドロモルヒノン(別名メトボン) そのエステル及びこれらの塩類
- 六十三 六 メチル 六 デオキシモルヒネ(別名メチルデソルフィン)及びその塩類
- 六十四 N (一 メチル 二 ピペリジノエチル)プロピオンアニリド(別名フェナンプロミド)及びその塩類
- 六十五 一 メチル 四 フェニルピペリジン 四 カルボン酸エステル及びその塩類
- 六十六 N (二 (メチルフェネチルアミノ)プロピル)プロピオンアニリド(別名ジアンプロミド)及びその塩類
- 六十七 [(三 メチル 四 モルフォリノ 二・二 ジフェニル)プチリル]ピロリジン及びその塩類
- 六十八 二 メチル 三 モルフォリノ 一・一 ジフェニル酪酸(別名モラミド中間体)及びその塩類
- 六十九 三 メトキシ N メチルモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類
- 七十 モルヒネ及びその塩類
- 七十一 モルヒネ N オキシドその他五価窒素モルヒネ及びその誘導体
- 七十二 一 (二 モルフォリノエチル) 四 フェニルピペリジン 四 カルボン酸エチルエステル(別名モルフェリジン)及びその塩類
- 七十三 六 モルフォリノ 四・四 ジフェニル 三 ヘプタノン(別名フェナドキソン)及びその塩類
- 七十四 四 モルフォリノ 二・二 ジフェニル酪酸エチルエステル(別名ジオキサフェチルプチレート)及びその塩類
- 七十五 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの
- 七十六 前各号に掲げる物のいずれかを含む物であつて、あへん以外のもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含む物であつ

て、これら以外の前各号に掲げる物を含有しないもの
□ 麻薬原料植物以外の植物（その一部分を含む。）